

上吉町内会自主防災規約

(名称)

第1条 この規約は、上吉町内会自主防災組織という。以下組織という

(組織及び構成)

第2条 本組織は、上吉町内会により組織し、次の班を置く

2 各班の構成員は、次による

- ① 本部統括班 10名 町内会の会長、副会長、理事を充てる
- ② 情報伝達班 14名 町内会の安全管理部員を充てる
- ③ 救護救出班 28名 町内会のスポーツ文化部員を充てる
- ④ 避難誘導班 14名 町内会の班長を充てる
- ⑤ 警備警戒班 14名 町内会の環境衛生部員を充てる
- ⑥ 相談役 2名 防災士及び消防団の代表を充てる

但し、重複する専門部員の場合、班長を優先する

3 前項の本部統括班を除く各班の班長は本部長が指名する

4 前項の本部は、上吉町内会館に置く

5 予想される災害又は発生した災害の状況に応じ、本部統括班は会員に協力を要請する事が出来るものとする

6 災害とは火災、地震、風水害等をいう

(目的)

第3条 本組織は、上吉町内会の住民(事務所を含む、以下同じ)の相互協力の精神に基づく自主防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする

(活動)

第4条 本組織は、前項の目的を達成するために次ぎの活動を行う

- ① 防災に関する知識の普及に関すること
- ② 災害予防に関すること
- ③ 防災訓練に関すること
- ④ 防災資機材の整備に関すること
- ⑤ 災害の発生における救護、救出、避難誘導、情報収集及び伝達に関すること
- ⑥ その他、防災に関すること

(本部統括及び各班の任務)

第5条 本部統括班は本部長、副本部長、本部付け役員で組織し会務統括及び災害時対策本部としての各班への指示、伝達、関係機関への渉外活動を行う

2 情報伝達班は本部からの指示命令の伝達、災害の情報収集、安全避難経路の確認と連絡を行う

3 避難誘導班は、避難の呼びかけ避難路の安全確保、要護支援者の安全誘導を行う

4 救護救出班は、負傷者の救護、要介護者の保護、食糧手配を行う

5 警備警戒班は、火災時の初期消火活動、災害時の巡視、警戒、避難所の警備警戒を行う

(役員の任期)

第6条 本組織の役員の任期は、町内会役員の任期とする

(役員会)

第7条 本組織には本部役員会を置き、町内会の会長、副会長、理事を充てる

2 役員会は次の事項を審議する

- ① 規約の改正に関する事
- ② 活動計画に関する事
- ③ その他

3 役員会で決められた事項については、速やかに町内会の住民に周知する

(会計)

第8条 本組織の経費は、町内会の一般会計で賄う

(防災本部及び避難所)

第9条 本組織の防災本部及び避難所は、次のとおりとする

- (1)防災本部 上吉町内会館
- (2)第一次避難所 南川小学校

(その他)

第10条 本組織の組織図または、連絡系統図(以下組織図等という)は別に定める

2 組織図に変更が生じた時は、速やかに町内会の住民に周知する

付則 この規約は、平成18年4月1日から実施する

改正 平成20年2月24日一部改正, 但し平成20年4月1日から施行する

平成24年4月1日 一部改正 町内会規約改正に伴い改正する

平成29年4月8日 一部改正 第4条2項、6項

2019年(令和元年)5月18日 一部改正

